

本寺地区景観計画

景観形成基準
ハンドブック

一関市



巖美溪から栗駒山へ行く途中にある本寺地区は、中世に中尊寺の荘園があり、骨寺村と呼ばれてきました。当時の様子は鎌倉時代の歴史書である吾妻鏡や中尊寺文書、中尊寺に伝わる「陸奥国骨寺村絵図」等に記録されています。

この地域は、中世農村の形態を今に伝える貴重な例として研究者の間で知られていましたが、平成17年に骨寺村荘園遺跡として国指定の史跡になり、平成18年には国の重要文化的景観に選定されました。現在準備が進められている平泉の世界遺産登録の対象地域にも含まれています。

平成18年4月には景観法に基づく「本寺地区景観計画」が実施され、この地域で建設行為等を行う時には、その行為を届け出ること及び景観的なルール（景観形成基準）を守ることが要求されます。また平成19年4月からは、地域主体の景観むらづくりを支援する「一関市本寺地区景観むらづくり条例」及び地域内の伝統的建物等の修理・修景に対する補助金制度がスタートしました。

この冊子は本寺地区景観計画のうち、建設行為等の届出及び景観形成基準を説明しています。併せて、伝統的建物等の修理・修景に対する補助金制度について紹介します。

一 関 市

本寺地区景観の特徴

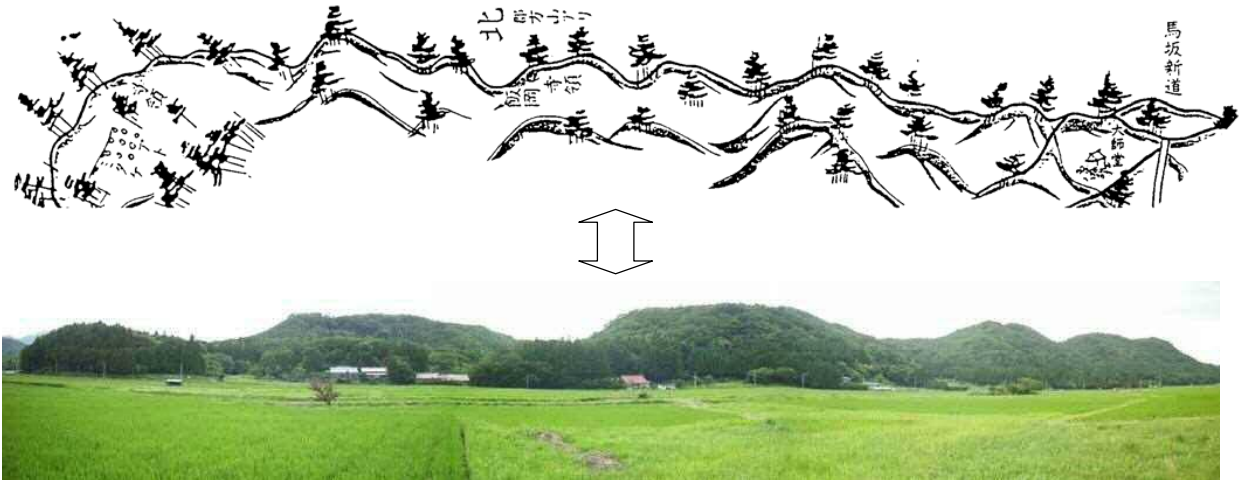
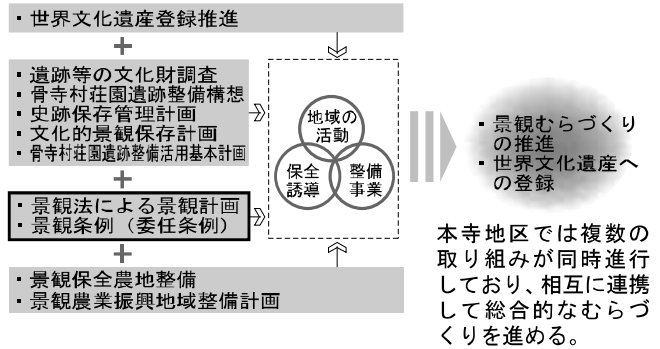
本寺地区には中世に中尊寺の荘園があり、当時の様子を伝える「陸奥国骨寺村絵図」が残されています。この絵図に描かれた中世農村の姿が現在まで引き継がれているのが地区の特徴です。

農村は時代とともに変化するので、中世の姿がそのまま残っているわけではありません。しかし、周りの山の姿や農地の地形、農家の建っている場所、水田での利水の方式等から、絵図に描かれた中世の状態を偲ぶ事が出来ます。農家建築も伝統的な様式を保つものが多く残っています。絵図を持って歩くと、中世の農村風景を想像することが出来る程です。

このように本寺地区の景観は、中世の荘園絵図の姿を現在に継承する歴史景観と、伝統的な農村景観があいまって、まとまりの良い文化的景観を

形成している点が特徴だとされています。

この特徴は全国的にみても貴重であり、我が国を代表する景観として世界遺産登録の準備が進み、本寺地区の景観むらづくりを進める複数のプロジェクトが進行しています。



絵図に描かれた内容（上図）とそれに対応する現在の景観（下写真）

本寺地区の景観形成基本方針

本寺地区の景観は、歴史的に価値があると同時に、農村で生活する住民に属する景観であることは言うまでもありません。

現実に生活していくためには地域の景観を変えざるを得ません。歴史景観を守ることと同時に、生活に合わせて農地、建築物、道路等を改善していく必要があります。大切なはその時の変え方です。本寺地区の貴重な特徴を失わずに変える方法が重要であり、いわば保全と改変のバランスが大切なのです。

そこで本寺地区景観計画は、その保全と改変のバランスのとり方について考え方を示しています。

歴史景観を保全する方策については、文化財保

護法に基づく文化的景観保存計画が策定され、今後は景観計画と連携して守るべき景観を保全していく予定です。

一方、建築物の建て替えや駐車場の整備など、今後進む整備については、本景観計画で景観形成の基本方針と景観形成基準を定めています。

歴史景観を保全し、同時に特徴ある景観を生かした新しいむらづくりへの展開に役立つことが、景観計画の目的です。

次頁に景観計画における景観形成基本方針を示しました。

景観形成基本方針

- i 中世から続く景観を次世代に継承する
- ii 水田を中心とした伝統的な農村景観を継承する
- iii 美しい農村集落の景観と農家のたたずまいを継承する
- iv 来訪者への利便機能を整備する
- v 景観阻害要因を排除し協議等によって景観向上を図る



景観形成基本方針の例：伝統的形態を残す小区画の水田や石造物等の景観資産を保全する。



景観形成基本方針の例：絵図と対応した景観資産について説明や案内を行なう。

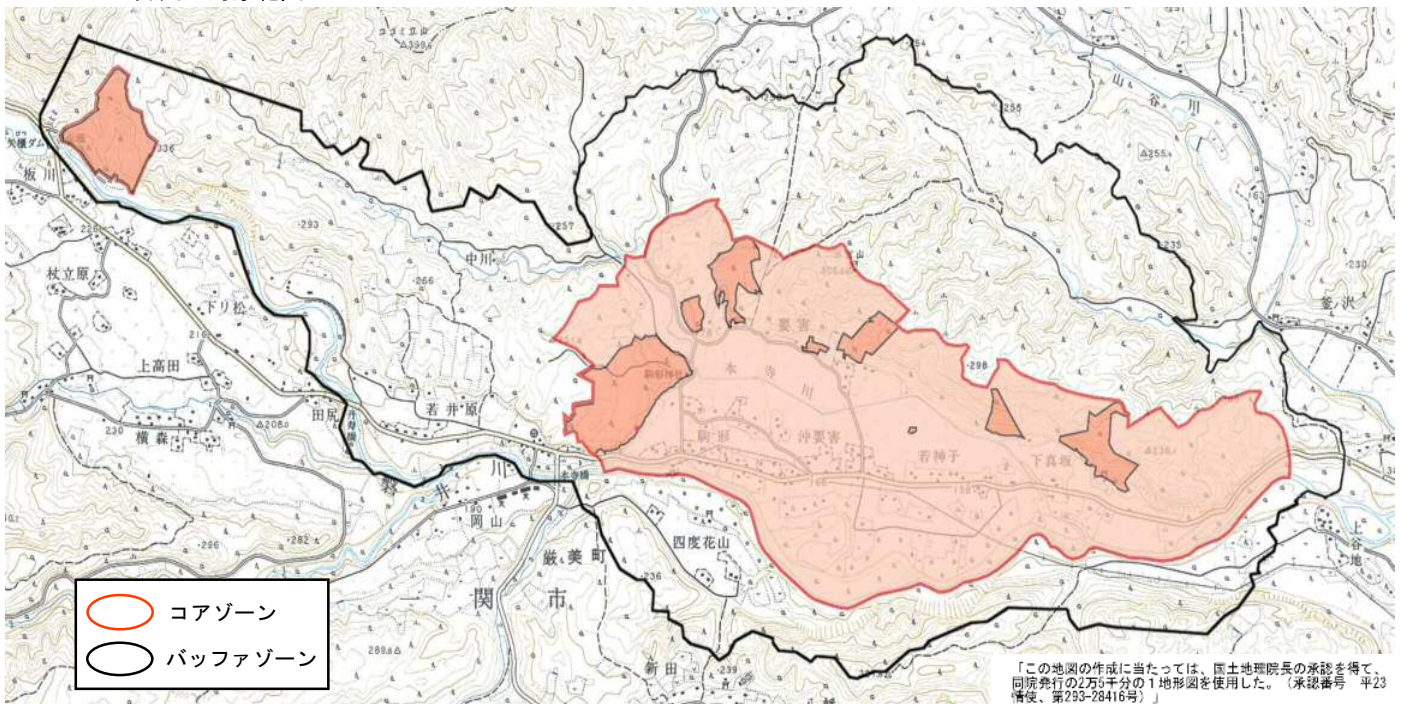


景観形成基本方針の例：農村と都市の交流を促進する。



景観形成基本方針の例：家屋の改善にあたっては、極力、改修（民家再生リフォーム）をする。

計画の対象範囲



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。（承認番号 平23情使、第293-28416号）」

対象範囲は「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた範囲を基本としている。地区全体が世界遺産登録の対象範囲であり、世界遺産の中心地域であるコアゾーンは図で網かけした部分で、それ以外はバッファゾーンの予定地域である。対象範囲は農村地帯であり、全体で約760ha、現在108世帯が生活している。

建設行為等の届出と事前協議

本寺地区で建設等の行為をする場合は、景観法によって、事前にその行為を届け出ることが義務づけられています。届出が必要な行為は下表「届出が必要な行為」に示したとおりです。

「届出が必要な行為」に該当する行為の時は、届出の前に、市役所の都市整備課で事前協議を受けてください。届出手続き及び景観形成基準につ

いて説明をします。

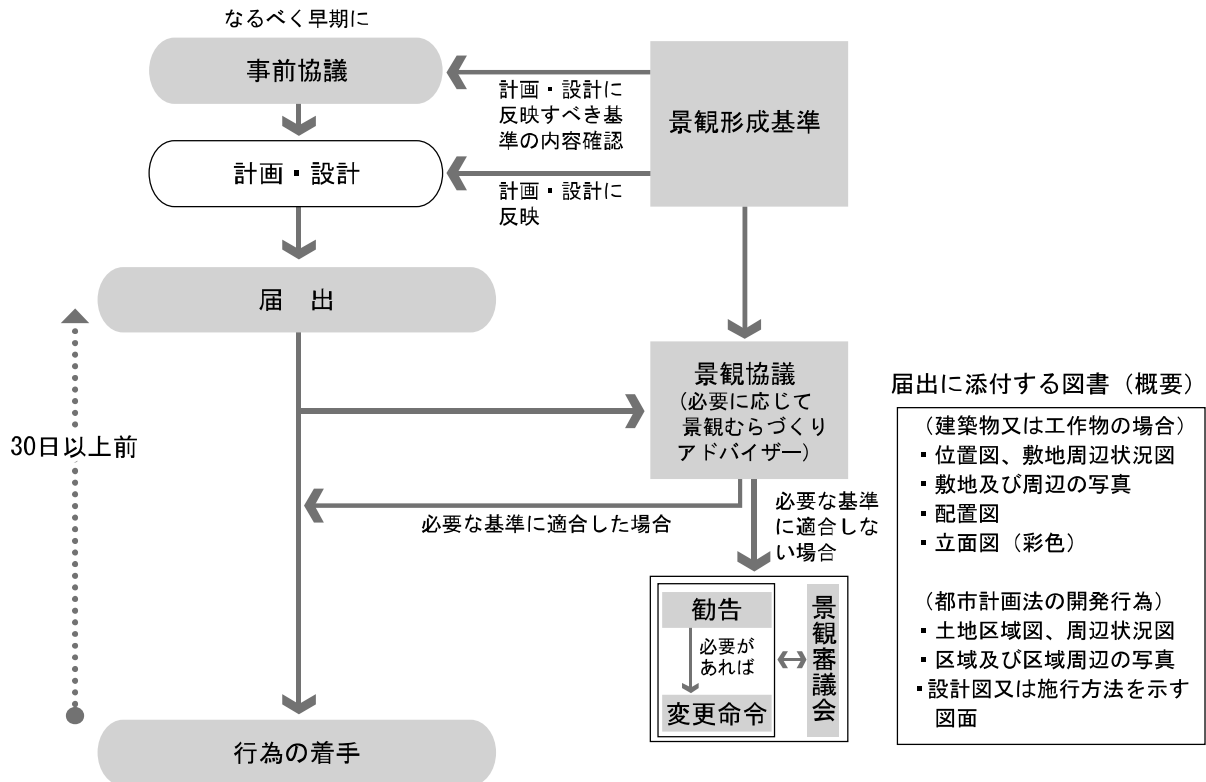
事前協議は計画の詳細が未定でもかまいません。むしろ考えが固まる前の、なるべく早期の段階で事前協議を行い、届出手続きと景観形成基準の内容を理解してから、具体的な計画や設計へ進むことをお勧めします。

届出が必要な行為

区 分		規 模 等		
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	建築面積が10㎡を超えるもの		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	道路に面した外観の変更で当該変更に係わる面積の合計が10㎡を超えるもの		
工作物	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明等	高さ5mを超えるもの	
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑等	高さ5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの	
		広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ1m又は表示面積2㎡を超えるもの	
		擁壁、柵、塀等	高さ1.5mを超えるもの	
		電線路	電柱等	高さ10mを超えるもの。
			変圧器等の地上喜鬼頭	設置する変圧器等の地上機器全てのもの
		自動販売機及びその付帯施設	高さ1mを超えるもの	
		風力発電設備	高さ1mを超えるもの	
太陽光発電設備	高さ1m又は延べ面積10㎡を超えるもの			
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が10,000㎡以上のもの(都市計画法第29条第2項)		
土石の採取又は鉱物の掘採	土石の採取、鉱物の採掘	採取又は掘採に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又は当該行為に伴い生ずるのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの。		
土地の形質の変更	のり面、擁壁、土地の造成等	変更に係わる部分の面積が300㎡を超えるもの又はのり面若しくは擁壁の高さが1.5mを超えるもの		
木竹の伐採	木竹の伐採	高さ5mを超え、かつ伐採面積が300㎡を超えるもの		
屋外における物の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積する期間が90日を超えるものに限る)	堆積の用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超えるもの		

届出の適用除外行為

1. 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
2. 仮設の工作物の建設等
3. 農地・河川での土石の採取又は鉱物の掘採
4. 木竹の伐採で次に掲げるもの
 - ・ 林業を営むために行う木竹の伐採
 - ・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ・ 仮植した木竹の伐採
 - ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
5. 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
6. 建築物の存する敷地内で行う建築物の建築等、工作物の建設等、木竹の伐採以外の行為
7. 建築物の存する敷地内で行う屋外における物の堆積で高さ1.5m以下又は面積が50㎡以下の行為
8. 農業、林業又は漁業を営む行為
 - ・ 建築物の建築
 - ・ 高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ・ 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超え、かつ面積が300㎡を超える農道若しくは林道の設置
 - ・ 土地の開墾
9. 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
10. 景観法第16条第7項第6号の行為



景観形成基準

景観形成基準は、本寺地区の貴重な歴史景観の保全及び現実の生活やむらづくりのための各種行為のバランスをとる具体的なルールを示しています。

景観形成基準の内容は、次頁の表「本寺地区景観形成基準：基準と指針」に示したとおりです。

①コアゾーンとバッファゾーン

景観形成基準の対象とする地域は、コアゾーンとバッファゾーンに分かれています。

コアゾーンは2頁の図「計画の対象範囲」に示した範囲です。世界遺産に登録された時は、その中核的な地域になります。

バッファゾーンは本寺地区が世界遺産に登録された時にコアゾーンに対して緩衝的な役割をはたす地域とされ、その範囲は図「計画の対象範囲」に示したとおりです。

②基準と指針

景観形成基準の内容は、基準と指針に分かれています。

基準は、本寺地区の貴重な歴史景観の特質を継承するために守るべき最低限のルールです。基準は開発や建設を行う時に必ず遵守してください。

指針は、本寺地区の貴重な景観的特徴を継承するために必要な条件です。しかし、行為を歴史や自然と調和させるためにより有効な方法がある時は、総合的な景観を考えて判断し、指針の内容は他の考え方で代替することが可能です。

基準や指針は、それだけを守れば良い景観が形成できるというのではなく、基準や指針を踏まえた上での総合的な創意工夫が大切です。そのために、必要に応じて専門的な立場から景観むらづくりアドバイザー等との協議を行います。

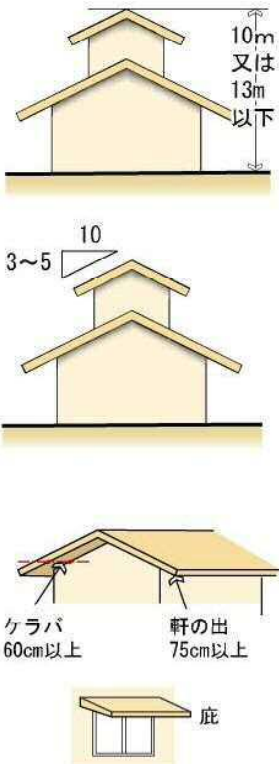
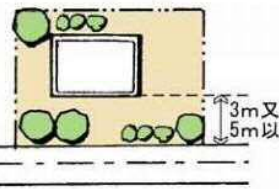
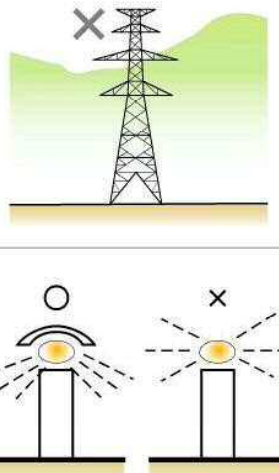
本寺地区景観形成基準：指針と基準



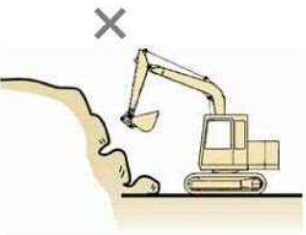
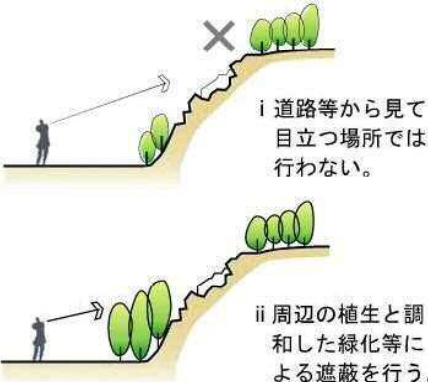
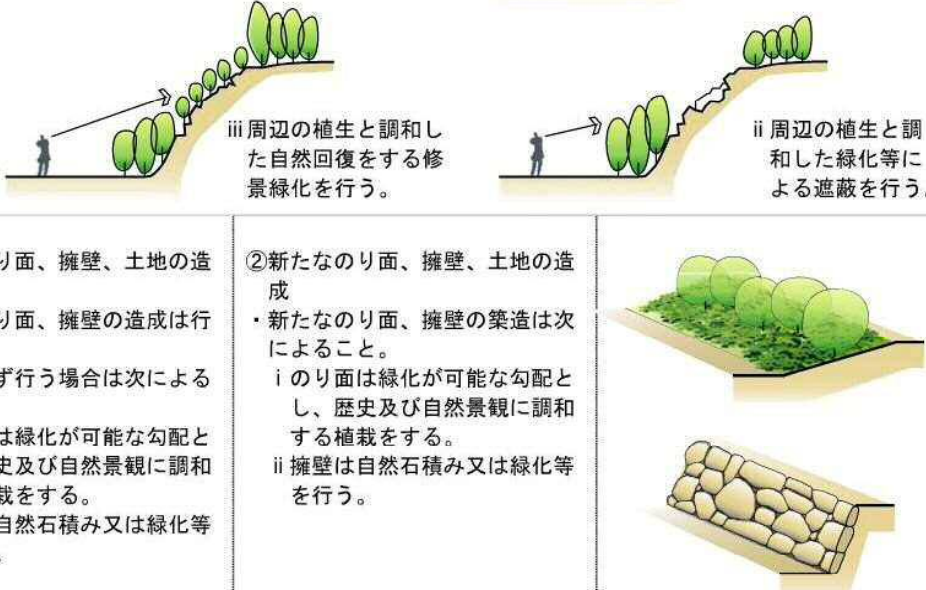
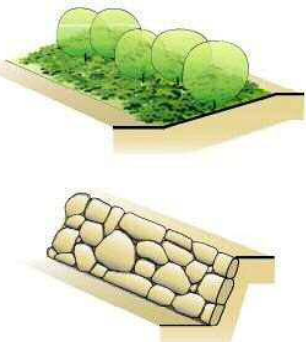
項目		コアゾーン	バッファゾーン
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ・骨寺村荘園絵図から続く景観を次世代に継承する。 ・美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 ・農地としての利用を維持する。 	
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資産を保護する。 	
建築物及び屋敷地	指針	<p>①建築物（改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する（ただし、内部の居住環境の改善は自由）。 <p>（新築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する場合は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>（付属屋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>（建築設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は道路より見えないようにする。 	
		<p>②屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 ・建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 	
		<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 ・イグネがないときは、植栽して形成する。 	
	基準	<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 	
		<p>①建築物（規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。（形態意匠） ・構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的な様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色若しくは低彩度色とする。 新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。 ・外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 	<p>①建築物（規模）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。（形態意匠） ・構造：新築では和風木造を基本とする。 ・屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的な様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色若しくは低彩度色とする。 新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。 ・外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。
		<p>②屋敷構え（位置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する（ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない）。 <p>（外構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀又は生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては本表の項目「木竹の伐採等」を参照のこと） 	<p>②屋敷構え（位置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する（ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない）。 <p>（外構）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塀：ブロック塀は避け、板塀又は生け垣を基本とする。 ・イグネ：（イグネについては本表の項目「木竹の伐採等」を参照のこと）
指針	<p>①鉄塔等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。周辺と調和する色彩とする。 <p>②各種工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、風力発電設備、太陽光発電設備（ただし、住宅の屋根への設置は除く）は原則立地しない。 <p>③屋外照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 ・自動販売機等の内蔵光源は明るすぎないようにする。 ・投光器等の天空への光束を行わない。 <p>④広告塔、広告板は原則立地しない。</p>		
	<p>⑤自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない（ただし、屋敷地内は除く）。 		
基準	<p>⑤自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない（ただし、屋敷地内及び店舗に付属するものは除く）。 		
指針	<p>①工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 ・工作物や施設は前面道路より5m以上後退する（ただし、擁壁、さく、塀はこの限りでない）。 ・色彩は低彩度色を基調とする。 		
	<p>⑤自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない（ただし、屋敷地内及び店舗に付属するものは除く）。 		






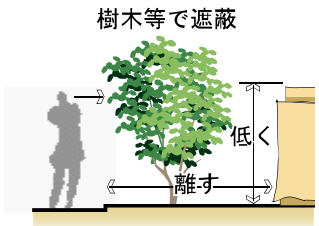
項目	コアゾーン	バッファゾーン
（土地の形質の変更 開発行為・土石の採取等を含む）	①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。	①土地の形質の変更 ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。
	②土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は基本的に行わない。	
	①農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採 ・農業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 i 道路等から見て目立つ場所では行わない。 ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。	
木竹の伐採等	②新たなのり面、擁壁、土地の造成 ・新たなのり面、擁壁の造成は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 ii 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。	②新たなのり面、擁壁、土地の造成 ・新たなのり面、擁壁の築造は次によること。 i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史および自然景観に調和する植栽をする。 ii 擁壁は自然石積みまたは緑化等を行う。
	①木竹、景観木等の保全 ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 ②森林の保全 ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。ただし、森林法及び国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林の管理行為のための施業は除く。	③駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間的分節化を行い、植栽を十分に行う。
	③駐車場等における植栽 ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等は抑制する。やむを得ない場合は植栽を十分に行う。	③駐車場等における植栽 ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間的分節化を行い、植栽を十分に行う。
屋外における 物の堆積	①イグネの保全 ・イグネは伐採しない(ただし、通常の管理行為等は除く)。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽(伐採前の樹種又は、杉等の常緑針葉樹)を行う。	
	①農業目的以外の物の堆積 ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける。ただし、農業目的のものはその限りでない。	
	①長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積 ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。 ただし、農業目的のものはその限りでない。 やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。	

本寺地区景観形成基準 解説

項目	コアゾーン	バッファゾーン	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通事項</p>	<p>指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨寺村莊園絵図から続く景観を次世代に継承する。 美しい水田のひろがりや農家屋敷のたたずまいを次世代に継承する。 農地としての利用を維持する。 	<p>バッファゾーン</p> 	
	<p>基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観資産を保護する。 		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建築物及び屋敷地</p>	<p>指針</p> <p>①建築物 (改修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統的な様式を残す建築物は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する(ただし、内部の居住環境の改善は自由)。 <p>(新築)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する場合は、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和するような木造和風とする。 <p>(付属屋)</p> <ul style="list-style-type: none"> 車庫等で付属屋についても木造を基本とし、伝統的な様式の建築物と調和させる。 <p>(建築設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備等は道路より見えないようにする。 		
	<p>②屋敷構え</p> <ul style="list-style-type: none"> イグネ、母屋、付属屋、前庭のまとまりのある屋敷構えを基本とする。 建築物等は原則としてイグネ等に囲まれた屋敷地外にはできるだけ建築しない。 		
	<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 イグネがないときは、植栽して形成する。 	<p>③緑化の奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋敷における庭木、生け垣、草花の美化を行う。 	

項目	コアゾーン	バッファゾーン	
基準	<p>①建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する建築物の最高の高さは10mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造：新築では和風木造で、地上2階建て以下を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> 屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色若しくは低彩度色とする。 <p>新築の場合は、軒は壁面から75cm以上、ケラバは60cm以上、庇は45cm以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 	<p>①建築物 (規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新築する建築物の最高の高さは13mを超えないこと。 <p>(形態意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造：新築では和風木造を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> 屋根：新築の屋根勾配は3/10～5/10を標準とし、伝統的様式ではそれ以上とする。 屋根の色彩は、既存農家の色彩又は自然色若しくは低彩度色とする。 <p>新築の場合は、軒、ケラバ、庇を出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁：板壁調及び塗り壁調を基本とする。 色彩は自然素材色を基調とする。 	
	<p>②屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面後退：壁面は前面道路より5m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀：ブロック塀は避け、板塀又は生け垣を基本とする。 イグネ：(イグネについては本表の項目「木竹の伐採等」を参照のこと) 	<p>②屋敷構え (位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁面後退：壁面は前面道路より3m以上後退する(ただし、敷地条件によりやむを得ない場合はその限りではない)。 <p>(外構)</p> <ul style="list-style-type: none"> 塀：ブロック塀は避け、板塀又は生け垣を基本とする。 イグネ：(イグネについては本表の項目「木竹の伐採等」を参照のこと) 	
工作物 指針	<p>①鉄塔等</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電鉄塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを低くおさえ、目立たない位置に設置する。周辺と調和する色彩とする。 <p>②各種工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 煙突、遊戯施設、汚物処理施設、自動車駐車施設は極力立地しない。 <p>③屋外照明等</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさない。 自動販売機等は内蔵光源は明るすぎないようにする。 投光器等の天空への光束を行わない。 		

項目	コアゾーン	バッファゾーン	
	<p>④自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内は除く)。 	<p>④自動販売機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野立ての自動販売機は設置しない(ただし、屋敷地内及び店舗に付属するものは除く)。 	
基準	<p>①工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず立地する工作物は、緑化により目立たないようにする。 ・工作物や施設は前面道路より5m以上後退する(ただし、擁壁、さく、塀はこの限りでない)。 ・色彩は低彩度色を基調とする。 		
指針	<p>①土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土地の形質の変更は基本的に行わない。 	<p>①土地の形質の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土地の形質の変更を基本的に抑制する。 	
土地の形質の変更(開発行為・土石の採取等を含む)	<p>②土石の採取又は鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土石の採取又は鉱物の掘採は基本的に行わない。 		 <p>i 道路等から見て目立つ場所では行わない。</p>
	<p>①農業目的以外の土石の採取又は鉱物の掘採</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業目的以外の土石の採取又は鉱物の掘採は行わない。やむを得ず行う場合は次によること。 	<p>iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。</p>	<p>ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。</p> 
基準	<p>②新たなり面、擁壁、土地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなり面、擁壁の造成は行わない。 ・やむを得ず行う場合は次によること。 ・i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史及び自然景観に調和する植栽をする。 ・ii 擁壁は自然石積み又は緑化等を行う。 	<p>②新たなり面、擁壁、土地の造成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなり面、擁壁の築造は次によること。 ・i のり面は緑化が可能な勾配とし、歴史及び自然景観に調和する植栽をする。 ・ii 擁壁は自然石積み又は緑化等を行う。 	

項目	コアゾーン	バッファゾーン	
木竹の伐採等	<p>①木竹、景観木等の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史景観の素地をなす木竹、景観木等を保全、維持管理、植栽する。 <p>②森林の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の立木伐採において皆伐は行わない。 	 	
	<p>③駐車場等における植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業土地利用以外の観光客用の駐車場等は抑制する。やむを得ない場合は植栽を十分に行う。 	<p>③駐車場等における植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客用の駐車場等の大規模なものにあっては、空間の分節化を行い、植栽を十分に行う。 	
	<p>①イグネの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イグネは伐採しない（ただし、通常の管理行為等は除く）。また、やむを得ず伐採した場合には跡地に植栽を行う。 		
屋外における物の堆積	<p>①農業目的以外の物の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に不調和な露出した物の堆積は避ける（ただし、農業目的のものはその限りでない）。 		
	<p>①長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日を越えて、高さ1.5m又は面積50㎡を超える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない（ただし、農業目的のものはその限りでない）。やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。 	<p>90日以内 50㎡以下</p>  <p>樹木等で遮蔽</p> 	

伝統的建物等の修理等に対する支援制度

本寺地区の農村景観には伝統的様式の農家建築の存在が欠かせません。イグネに囲まれた敷地に主屋と付属屋が配置され、まとまりの良い農家の屋敷構えは、ここの農村景観を構成する重要な要素となっています。

そこで市は、本寺地区を文化財保護法による重要文化的景観の選定に伴い、地区の伝統的農家建築の特徴をよくあらわすものを重要建物として特定し、文化庁の官報告示によりその価値を認めています。重要建物とは、屋敷構えの中に存在する

農家建築のうち、伝統的な構造・意匠を持つものについて継続的利用を促進する目的で選ばれたものです。

この重要建物については、市の直接工事により外観を修理する場合に国からの補助があります（文化的景観保護推進事業：文化庁）。

一方、重要建物と特定されていない建物で重要建物の特定基準に合致する建物に対し、一定の基準を満たす修理等について市から補助金が出ます（景観形成事業補助金：一関市）。

①重要建物及び重要建物以外の建築物に対する補助金

種類	対象	補助の内容	根拠制度
重要建物に対する補助金	重要文化的景観の選定範囲内にある国によって特定された重要建物	重要建物の修理・修景基準に基づく修理・修景費用の2分の1以内（市が事業主体で実施）	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法 「一関本寺の農村景観を形成する重要建物修理事業受益者分担金に関する条例」
重要建物以外に対する補助金	重要建物の特定基準に合致する新築、増築、改築	重要建物の修理・修景基準に基づく外観に関する修景費用（30万円以上）の3分の1以内を補助 (限度額100万円)	<ul style="list-style-type: none"> 「一関市補助金交付規則」 「一関市本寺地区景観形成事業補助金交付要綱」
	重要文化的景観の選定範囲外にある重要建物の特定基準に合致する建物	重要建物の修理・修景基準に基づく外観に関する修理・修景費用（20万円以上）の2分の1以内を補助 (限度額50万円)	

②伝統的建物等の修理基準

重要建物とされた伝統的様式の農家建築では、その特徴的外観を維持するため、現状修理もしくは復元（旧状に戻す）を原則とします。この場合に、国の文化的景観保護推進事業を活用するため

には、下表「本寺地区における農家建築の基本特性」に準ずる必要があります。

なお、重要建物以外の建築物で、一関市本寺地区景観形成事業補助金を活用する場合には、この基準を準用します。

本寺地区における農家建築の基本特性

	主屋	馬屋	便所	土蔵	板蔵	納屋	門(長屋門)	
構造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 真壁造	木造 大壁造	木造	木造 真壁造	木造 真壁造	
階数・規模	平屋建 (平入・直屋形式)	平屋建 中2階建 2階建	平屋建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建 2階建	平屋建	
屋根	形式	寄棟・入母屋・切妻又はその複合型 下屋庇	寄棟・入母屋・切妻又はその複合型 下屋庇	切妻・置屋根 前面庇	切妻	切妻・入母屋・又はその複合型	入母屋	
	勾配	4寸5分～5寸程度 茅葺屋根は矩勾配以上	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	4寸5分～5寸程度	
	材料	茅葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 木羽葺・杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	木羽葺 杉皮葺 鉄板葺	茅葺 鉄板葺
壁	材料・仕上	白漆喰仕上 中塗仕上 板張	中塗仕上 板張	板張	白漆喰仕上 中塗仕上	横板張	白漆喰仕上 中塗仕上 板張	白漆喰仕上
	腰板等	下見板張 縦羽目板張	下見板張 縦羽目板張	縦羽目板張			縦羽目板張 横板張	板張
開口部	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸 格子戸	板戸 ガラス戸	出入口大戸は漆喰あるいは中塗塗込	板戸	板戸	板戸	
木部	素木	素木	素木	素木	素木	素木	素木	
基礎	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 切石等	原則として安山岩 野面石又は切石	原則として安山岩 野面石又は切石	安山岩切石あるいはそれに準じる材料	

③重要建物の修景基準

重要建物とされた伝統的様式の農家建築では、その特徴的外観を維持するため、外観の色調や形態を本来の状態に近づけるよう、なるべく修景を施してください。建築物に接続して増築する部分

は、道路や遠望から目立たないよう位置・規模・意匠に配慮してください。

なお、重要建物以外の建築物で、一関市本寺地区景観形成事業補助金を活用する場合には、この基準を準用します。

修景基準

	主屋	馬屋(現・作業場)	便所	土蔵	板蔵	納屋	門(長屋門)
建物配置	イダネを背後にして、主屋・馬屋(作業場)・便所が一列に並ぶ建物配置を踏襲する。						
構造	在来工法による木造軸組み(真壁造)とする。		在来工法による土蔵(大壁造)とする。		在来工法による木造軸組み(真壁造)とする。		
階数	地上平屋建を原則とする。 (二階の増築は避ける)	地上2階建以下とする。 (本来平屋であった建物の、2階増築は避ける)	地上平屋建とする。	地上2階建以下とする。 (本来平屋であった建物の、2階増築は避ける)			
高さ・平面規模	高さは10mを超えないようにする。 平面形状は、平入の直屋形式を基本とし、できるだけ単純な長方形とする。	高さは10mを超えないようにする。	既存建物の最高の高さを超えないようにする。				
色彩	屋根材、壁面、建具等において、落ち着いた自然素材色を基調とし、伝統的な建物や周囲の自然景観の調和を図る。						
形式	寄棟・入母屋・切妻又はその複合型。棟は一続きとし、分割しないようにする。玄關部に切妻又は入母屋破風を設けることは可とする。						
	基本特性に従うものとする。						
屋根	基本特性に従うものとする。						
材料	鉄板葺の場合は、平葺き又は瓦葺きとし、光沢が目立たない黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする。						
軒周り	軒裏は、できるかぎり「せがり」を取り入れるようにし、せがり、垂木、野地板をあらわす。 軒の出は、建物本体と調和させた軒の出とする。						
下屋庇	下屋庇は、原則として設けない。	必要に応じ、壁面・開口部の意匠に調和した庇を設ける。	原則として設けない。	必要に応じ、壁面・開口部の意匠に調和した庇を設ける。	原則として設けない。		
材料・仕上	白漆喰塗又は中塗仕上げとし、柱をあらわらんとする。 やむを得ない場合は、同系色の塗り壁調の材料を用いることは可とする。						
	基本特性に従うものとする。 (やむを得ない場合は、光沢が目立たない黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする)						
開口部	位置及び形態は、建築物全体の外観と調和するものとする。						
木部	建具は、原則として木製建具を用いる。サッシを用いる場合は、黒系又は茶系の落ち着いた色彩とする。 素木もしくは古色塗りとする。(防錆処理等の加工は可とする)						
基礎	コンクリート露出面が目立たないような配慮を行う。						



お問い合わせ先

一関市建設部都市整備課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号
TEL 0191-21-2111(代表)